

京都府 漁業権に関する情報一覧

【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁場の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京内共第1号	京都市右京区京北周山町アチラ谷19番地3 上桂川漁業協同組合	京都市右京区京北を主な流域とする桂川	基点ア及びビを結んだ線から上流の桂川本流及びその支流 点の位置 基点ア 南丹市日吉町天若世木ダム右岸中央部 基点イ 同ダム左岸中央部	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで はえ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで かわよしのぼり漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	京都市左京区及び右京区京北並びに南丹市八木町	なし
京内共第2号	京都府南丹市日吉町天若寺谷39番地8 大堰川漁業協同組合	南丹市日吉町、八木町及び園部町を主な流域とする桂川	基点ア及びビを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から上流の桂川本流及びその支流。ただし、支流の本梅川にあっては、亀岡市宮前猪倉橋から上流を除く。 点の位置 基点ア 南丹市日吉町天若世木ダム右岸中央部 基点イ 同ダム左岸中央部 基点ウ 亀岡市千代川町上桂川統合堰(寅天堰)右岸中央部 基点エ 南丹市八木町西田同堰左岸中央部	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	亀岡市東本梅町、本梅町及び宮前町並びに南丹市園部町、八木町及び日吉町	なし
京内共第3号	京都市右京区梅津尻溝町8番地タウンハイツ嵐山215号 保津川漁業協同組合	亀岡市及び京都市を主な流域とする桂川	基点ア及びビを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から上流の桂川本流及びその支流並びに天神川本流及びその支流 点の位置 基点ア 亀岡市千代川町上桂川統合堰(寅天堰)右岸中央部 基点イ 南丹市八木町西田同堰左岸中央部 基点ウ 京都市西京区牛ヶ瀬J R東海道線桂川鉄橋右岸橋台中央部 基点エ 京都市南区吉祥院新田同橋左岸橋台中央部	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで はえ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで かわよしのぼり漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	京都市北区、右京区及び西京区、亀岡市並びに南丹市八木町	なし
京内共第4号	京都市伏見区久我御旅町2番地の20 京淀川漁業協同組合	京都市を主な流域とする桂川及び淀川	基点ア及びビを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から下流、オ及びカを結んだ線から下流、キ及びクを結んだ線から下流、京都府と大阪府との境界から上流の桂川、淀川及び木津川の本流並びにその支流。ただし、支流の濠川、新高瀬川、西高瀬川及び天神川を除く。 点の位置 基点ア 京都市西京区牛ヶ瀬J R東海道線桂川鉄橋右岸橋台中央部 基点イ 京都市南区吉祥院新田同橋左岸橋台中央部 基点ウ 京都市南区上鳥羽塔ノ森小枝橋右岸橋台中央部 基点エ 京都市伏見区中島同橋左岸橋台中央部 基点オ 宇治市横島隠元橋右岸橋台下流端 基点カ 同橋左岸橋台下流端 基点キ 八幡市上津屋上津屋橋最右岸橋脚下流端 基点ク 同橋最左岸橋脚下流端	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで はえ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	京都市山科区、南区、西京区及び伏見区、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町並びに久世郡久御山町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁場の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京内共第5号	京都市北区西賀茂下庄田町4-10 賀茂川漁業協同組合	京都市を主な流域とする鴨川	基点ア及びイを結んだ線から上流の鴨川及び高野川の本流並びにその支流。ただし、支流の白川及び高瀬川を除く。 点の位置 基点ア 京都市南区上鳥羽塔ノ森小枝橋右岸橋台中央部 基点イ 京都市伏見区中島同橋左岸橋台中央部	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで はえ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで かわよしのぼり漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	京都市北区、上京区、左京区、中京区、東山区、下京区及び南区	なし
京内共第6号	京都府宇治市宇治蓮華43番地の1 宇治川漁業協同組合	宇治市を主な流域とする淀川及び綴喜郡宇治田原町を主な流域とする奥山田川	基点ア及びイを結んだ線から上流、ウ及びエを結んだ線から下流の淀川本流及びその支流並びにオ及びカを結んだ線から上流の奥山田川本流及びその支流 点の位置 基点ア 宇治市横島隠元橋右岸橋台下流端 基点イ 同橋左岸橋台下流端 基点ウ 京都府と滋賀県との淀川右岸境界 基点エ 京都府と滋賀県との淀川左岸境界 基点オ 綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字長尾37番地右岸えん堤中央部 基点カ オの右岸えん堤中央部を通る線の延長線と左岸との交点	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで はえ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	宇治市及び綴喜郡宇治田原町	なし
京内共第7号	京都府木津川市山城町上狛東下16番地8 木津川漁業協同組合	八幡市から上流の木津川	基点ア及びイを結んだ線から上流の木津川本流及びその支流。ただし、京都府と滋賀県及び奈良県との境界から上流並びに三重県との境界にあっては、木津川右岸境界点から真方位233度40分の対岸との交点から上流の区域を除く。 点の位置 基点ア 八幡市上津屋上津屋橋最右岸橋脚下流端 基点イ 同橋最左岸橋脚下流端	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで はえ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町並びに相楽郡笠置町、和束町、精華町及び南山城村	なし
京内共第8号	京都府南丹市美山町安掛寺ノ下31の1番地 美山漁業協同組合	南丹市美山町を主な流域とする由良川	基点ア及びイを結んだ線から上流の由良川本流及びその支流 点の位置 基点ア 南丹市美山町榎原京都府大野ダム右岸中央部 基点イ 同ダム左岸中央部	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで はえ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで かわよしのぼり漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	南丹市美山町	なし
京内共第9号	京都府船井郡京丹波町本庄ウエ16番地 和知川漁業協同組合	船井郡京丹波町を主な流域とする由良川	基点ア及びイを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から上流の由良川本流及びその支流。ただし、支流の高屋川にあっては、船井郡京丹波町富田壬午橋から上流を除く。 点の位置 基点ア 南丹市美山町榎原京都府大野ダム右岸中央部 基点イ 同ダム左岸中央部 基点ウ 綾部市戸奈瀬町関西電力株式会社由良川ダム右岸中央部 基点エ 同ダム左岸中央部	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	船井郡京丹波町（平成17年10月10日における船井郡京丹波町及び和知町の区域に限る。）	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁場の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京内共第10号	京都府綾部市八津合町神谷4番地上林漁業協同組合	綾部市を流域とする上林川	基点ア及びイを結んだ線から上流の上林川本流及びその支流 点の位置 基点ア 綾部市橋上町関西電力株式会社山家発電所えん堤右岸中央部 基点イ 同えん堤左岸中央部	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	綾部市	なし
京内共第11号	京都府福知山市宇内記10の94番地由良川漁業協同組合	綾部市から下流の由良川	基点ア及びイを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から下流、オ及びカを結んだ線から上流の由良川本流及びその支流。ただし、京都府と兵庫県との境界から上流を除く。 点の位置 基点ア 綾部市橋上町関西電力株式会社山家発電所えん堤右岸中央部 基点イ 同えん堤左岸中央部 基点ウ 綾部市戸奈瀬町関西電力株式会社由良川ダム右岸中央部 基点エ 同ダム左岸中央部 基点オ 舞鶴市字蒲江小字太田1の2番地の1号標柱24号(右岸) 基点カ オから真方位265度15分の線と対岸との交点(左岸)	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで はえ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで てながえび漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	福知山市、舞鶴市、綾部市及び船井郡京丹波町(平成17年10月10日における船井郡瑞穂町の区域に限る。)	なし
京内共第12号	京都市左京区久多下の町37番地久多漁業協同組合	京都市を主な流域とする久多川	基点ア及びイを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から上流の久多川及び針畑川 点の位置 基点ア 京都府と滋賀県との針畑川右岸境界 基点イ 京都府と滋賀県との針畑川左岸境界 基点ウ 京都府と滋賀県との久多川右岸境界 基点エ 京都府と滋賀県との久多川左岸境界	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	京都市左京区久多	なし
京内共第13号	京都府亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地の1東別院漁業協同組合	亀岡市を主な流域とする栢原川	基点ア及びイを結んだ線から上流の東掛川及び栢原川 点の位置 基点ア 京都府と大阪府との安威川右岸境界 基点イ 京都府と大阪府との安威川左岸境界	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで こい漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	亀岡市東別院町	なし
京内共第14号	京都府京丹後市丹後町中野122番地の2上宇川漁業協同組合	京丹後市丹後町を主な流域とする宇川	基点ア及びイを結んだ線から河口までの宇川本流及びその支流 点の位置 基点ア 京丹後市丹後町小脇宇川右岸標柱第1号 基点イ 同左岸標柱第2号	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	京丹後市丹後町	なし
京内共第15号	京都府京丹後市弥栄町野中2245番地の3野間漁業協同組合	京丹後市弥栄町を主な流域とする宇川	基点ア及びイを結んだ線から上流の宇川本流及びその支流 点の位置 基点ア 京丹後市丹後町小脇宇川右岸標柱第1号 基点イ 同左岸標柱第2号	第五種共同漁業	あゆ漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで ます類漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	京丹後市弥栄町	なし
京内共第16号	京都府舞鶴市字下安久1013番地の1京都府漁業協同組合	京丹後市網野町離湖	京丹後市網野町離湖及び離湖から河口までの樋越川	第五種共同漁業	こい漁業 1月1日から12月31日まで ふな漁業 1月1日から12月31日まで うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体漁業権	京丹後市網野町	なし